

精神障害者への交通運賃等割引制度の適用を求める意見書

公共交通事業者や高速道路会社では、障害者に対する運賃等割引制度を設け、障害者の経済的負担の軽減を図っている。

しかしながら、その適用対象を身体障害者及び知的障害者に限定している事業者もあり、障害の区分によって差が生じている。

障害者基本法や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、精神障害も身体障害及び知的障害と同様に障害として定義されており、このような状況は速やかに是正されなければならない。

よって、国においては、公共交通事業者等に対し、身体障害者及び知的障害者と同様に、精神障害者も交通運賃等割引制度の適用対象とすることを働きかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月29日

岡山県議会

(提出先)

内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
衆議院議長
参議院議長